

## 平成26年度第1回政治資金適正化委員会

### (開催要領)

1. 開催日時：平成26年4月14日（月） 14時50分～15時20分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

### (議事次第)

1. 委員長の互選について
2. 委員長職務代理者の指名について
3. 開 会
4. 議 題
  - (1) 平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
  - (2) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
  - (3) その他
5. 閉 会

### (配付資料)

資料1 平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）

資料2 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

### (本文)

【千葉事務局長】 政治資金適正化委員会事務局長の千葉でございます。よろしくお願い申しあげます。政治資金適正化委員会の開催に先立ちまして、僭越ながら、私の方から委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。まず、伊藤鉄男委員でございます。

【伊藤委員】 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 小見山満委員でございます。

【小見山委員】 小見山でございます。よろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 日出雄平委員でございます。

【日出委員】 日出でございます。よろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 大竹邦実委員でございます。

【大竹委員】 大竹でございます。よろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 田中秀明委員でございます。

【田中委員】 田中でございます。よろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 引き続きまして、事務局の幹部職員及び政治資金規正法を所管する選挙部幹部職員を紹介いたします。事務局参事官井筒宏和でございます。

【井筒参事官】 井筒でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 政治資金課長平川薫でございます。

【平川政治資金課長】 平川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 収支公開室長照井光孝でございます。

【照井収支公開室長】 照井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 政党助成室長志田文毅でございます。

【志田政党助成室長】 志田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【千葉事務局長】 なお、支出情報開示室長は平川政治資金課長が事務取扱となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。本日の進行につきましては、委員長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

それではまず、政治資金適正化委員会に関する政治資金規正法の規定、それから、これまでの委員会において定められた規程類について、参事官の井筒から説明させていただきます。

【井筒参事官】 それでは、委員会に関する法律等につきまして、若干お時間をいただきまして、御説明をさせていただきます。

まずは法律の規定でございますが、お手元の白表紙の「政治資金監査関係法令集」の26ページから御説明をさせていただきたいと思っております。26ページの第19条の29以降に、政治資金適正化委員会の条文がございます。

第19条の29は、総務省にこの委員会を置くと定めております。

第19条の30が所掌事務についてでございます。第1項各号で事務を列挙しております。1号は、第12条第1項が定期分、第17条第1項が解散分でございますが、その

収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。第2号は、登録政治資金監査人の登録に関すること。第3号は、登録政治資金監査人に係る研修を行うこと。第4号は、政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。この具体的な指針のことは、政治資金監査マニュアルと略称して説明することもございます。第5号は、登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。第6号は、第19条の16第5項の方に規定がありますが、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求が例外的に制限される場合として、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。第7号は、前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき、委員会に属させられた事務でございます。また、第2項といたしまして、委員会が必要であると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができると定められております。

第19条の31でございますが、委員会は、委員5人をもって組織すること、委員は非常勤とするということが定められております。

第19条の32は委員についてでございますが、学識経験のある者のうちから国会の議決による指名に基づいて総務大臣が任命するということ。第3項で、委員の任期が3年と定められております。

第19条の33は委員長についてでございますが、委員会に委員長を置き、委員の互選によって委員のうちからこれを定めるとございます。第2項でございますが、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。第3項では、委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理するというふうでございます。

第19条の34でございますが、委員会は委員長が招集すると。第2項では、委員会の開催及び議決には委員長及び2人以上の委員の出席が必要。第3項では、委員会の議事は過半数でこれを決し、同数のときは委員長の決するところによると。また、第4項では、委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員、つまり職務代理者のことでございますが、これを委員長とみなすというふうにあります。

第19条の35であります。委員会は其所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとなっております。また、第2項でございますが、其所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第1項に規定

する者以外の者であって政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができると思います。

第19条の36で事務局を置いております。

また、19条の37で組織運営に関し、必要な事項は政令で定めるということとしてございまして、その政令が78ページの第16条でございます。議事の手続、その他政治資金適正化委員会の運営に関し必要な事項は、政治資金適正化委員会が定めるというふうになっております。

続きまして、これを受けまして、委員会で定めていただいた規程類を御説明したいと思います。お手元のドッジファイル、委員会備置き資料というふうになっております。これを開けていただきますと、関係資料ということで、政治資金規正法改正関係と政治資金適正化委員会関係と、大きく2つに分かれておりまして、前者の政治資金規正法改正関係につきましては、改正時の議論、また、その資料ということでございます。今回は、政治資金適正化委員会関係の規程類について御説明したいと思います。11から順に御説明をさせていただきます。

まず11でございしますが、「政治資金適正化委員会規程」でございます。委員長の互選の方法を第2条で定めております。第1項には、委員長の互選は無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選者とし、というふうでございます。第2項でございしますが、委員会は、委員に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。第3項では、指名推選の場合においては、被指名者をもって当選者と定むべきかどうかを会議に付し、委員全員の同意を得た者をもって当選者とする定められております。

第3条には、委員長の任期は委員の任期とするとあります。

第6条は委員の欠席の場合ということでございしますが、会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、他の委員に議決権の行使を委任することはできないとあります。

審議の内容の公表について、第7条でございしますが、委員長又は委員長の指名する者は、会議の終了後、必要に応じて記者会見を行い、会議における審議の内容等を公表すると思います。

また、第8条で、会議の終了後、速やかに委員長は当該会議の議事要旨を作成し、これを公表すると思います。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事要旨の一部又は全部を公表しないものとする事ができる。

次に第9条でございしますが、委員長は会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定

期間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとする事ができるとあります。

次に12でございますが、「政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則」でございます。第1条、審議の内容等の公表ということでございますが、委員会規程第7条の規定により審議の内容等を公表するために行う記者会見は、委員会運営の節目においては、委員長に行っていただき、それ以外の場合は、委員長の指名により事務局長が行うというふうになっております。第2項でございますが、この中で会議での意見の紹介等を行う際は、原則として発言者の氏名を伏すものとするとうございます。また、第3項でございますが、この場合は、会議において配布された資料も併せて公表するとうございます。ただし、資料の提出者の同意が得られないときその他委員長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を非公表とすることができるとございます。

第2条、議事要旨の公表でございますが、会議が開催された翌日から起算して3日以内に公表するよう努めなければならないとうございます。

議事録の公表につきましては、委員会規程第9条に一定期間経過後公表するとありましたが、第3条にその一定期間は6年間というふうに定めております。これは委員の任期の倍の6年というふうにしたものでございます。

公表に当たっての留意事項ということで、公表された範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。

また、公表方法といたしまして、第5条で事務局において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載するとうございます。この規定を受けまして、具体的な公表の日付の設定とコンピュータ・ネットワークのURLにつきましては、後ほど26の方で出てまいります。

続きまして13でございますが、「政治資金監査に関する研修実施要領」でございます。登録政治資金監査人は、委員会が行う政治資金監査に関する研修、登録時研修というふうに言うこともございますが、これを受けなければ政治資金監査を行うことができないわけでございますが、その実施要領を定めたものでございます。2が研修対象者として登録政治資金監査人、3で研修時間、内容でございますが、研修に要する時間は全体で3時間程度、講義時間は2時間半程度で、その内容、時間配分を定めております。4として、次のページになりますが、研修の実施ということで、2つの方法、集合研修の方式と個別研修の方式を定めております。個別研修は総務省の適正化委員会事務局のブースで行うもので

すが、平成22年度から開始をしております。5で研修受講の手続、6で研修受講者の遵守事項、7で研修を修了した者が、8の修了証書の交付を受け、9で名簿へ登録するということでございます。この研修修了者につきましては、名簿に、研修の修了年月日を付記するとともに、原則としてホームページにおいて修了の有無を報告するという取扱いにしております。さらに後ろの5ページ以下に、諸様式を定めております。

14でございますが、「政治資金監査に関する研修実施細則」ということで、研修受講者の取扱い、また、研修手数料の取扱いについて定めております。

15でございますが、「登録政治資金監査人の登録等に係る様式」でございまして、まず名簿関係としまして、1の登録政治資金監査人名簿、次に2の登録政治資金監査人登録申請書から8の登録政治資金監査人証票再交付申請書までというのが、いわば申請・届出関係ということで、これらは政治資金規正法施行規則の規定による様式でございまして、委員会で決定をいただいたものでございます。その他、9以下の通知関係として、登録された旨を登録政治資金監査人に御連絡するための様式などにつきましても、参考のため添付をしております。

次の東でございますが、16でございます。登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときの登録申請書の添付書類の取扱いについての委員会決定でありまして、この場合には戸籍抄本の添付を不要とするものでございます。

17でございますが、「登録政治資金監査人証票の忘失の公告について」ということで、忘失した場合、提出があったときには遅滞なく公告するということを定めております。

18でございますが、政治資金監査研修修了証明書の交付ということで、登録時研修の修了証明書の様式等を定めたものでございます。

19でございますが、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成23年3月）」ということで、第1期での委員会の活動、検討状況、取組といったものを総括的に取りまとめたものでございます。

それからその後ろは、20から24につきましては、政治資金収支報告書の要旨の公表として、政治資金監査を受けました収支報告書の要旨というのが毎年11月末までに公表されることになっておりまして、その際に新聞報道が出ますので、その新聞報道の概要をまとめたものでございます。

25でございますが、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」、こちらは平成26年3月ということで、第2期での委員会での活動、検討状況、

取組といったものを総括的に取りまとめたものでございます。

26でございますが、「政治資金適正化委員会議事録の公表について」ということで、委員会の議事録は委員会の規程等に基づき6年間経過した後に公表ということになっております。この規程等を受けまして具体的な公表の日付が裏面になりますが、具体的に設定をしておるとコンピュータ・ネットワークのURLについて定めたものでございます。

27は「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領」ということで、平成22年度からフォローアップ説明会として開催してきたものを、26年度よりこの内容を多様化・重点化し、フォローアップ研修と位置付けて、継続的に実施していくということにしましたことから、登録時研修と同様にその実施要領を定めたものでございます。

規程類についての御説明は以上でございます。

【千葉事務局長】 それでは、次第1でございますけれども、委員長の互選を行いたいと存じます。選任方法等を御協議いただきたいと存じます。選任方法につきましては、政治資金適正化委員会規程に基づき、投票による方法又は委員の皆様にご異議がないときは指名推選の方法を用いるということとなっております。選任方法について、いかがいたしましょうか。

【小見山委員】 指名推選でよろしいんじゃないでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【千葉事務局長】 指名推選という発言がございまして、御異議がないようでございますので、それでは政治資金適正化委員会規程第2条第2項の規定の指名推選によりまして、委員長を互選していただくということといたします。それでは、どなたか御指名はございますでしょうか。

【日出委員】 今までの流れも入れて、弁護士の伊藤先生にお願いしたらどうでしょうか。

【千葉事務局長】 ただいま、日出委員から伊藤委員にとの御発言がございましたけれども、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【千葉事務局長】 それでは、御異議がないということでございますので、伊藤委員が委員長に互選されました。

それでは、これからの議事の進行を委員長にお願いすることといたします。

それでは、委員長、委員長席の方へお願いいたします。

【伊藤委員長】 ただいま委員長に選任されました伊藤でございます。大変な重責ではございますが、皆様の御協力をいただきながら政治資金適正化委員会の円滑な運営に最善の努力を払ってまいり所存でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、委員長職務代理者の指名でございますが、委員長職務代理者につきましては、政治資金規正法第19条の3第3項の規定により、委員長が指名することとされておりますので、私の方から、小見山委員を指名させていただきます。

それでは、ただいまから平成26年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。

議事に入る前に、政治資金適正化委員会の議事録の取扱いの説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 それでは、議事録の取扱いにつきまして御説明をさせていただきます。政治資金適正化委員会の議事録につきましては、さきほど御紹介いたしました政治資金適正化委員会規程第9条及び政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則第3条の規定によりまして、「委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、6年間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとするができる。」というふうにされております。

具体的には、本日の第1回委員会の議事録を例に取りますと、次回、第2回委員会、次の委員会の際にその内容を御確認いただき、次々回、第3回委員会においてお諮りの上、確定いただくというように、次回、次々回というふうに順を追って確定をしていくというような取扱いとしております。差し支えないようございましたら、今後ともこれまでと同様の取扱いとさせていただきたいと存じます。

また、議事録の具体的な公表日につきましても、先ほど御紹介いたしました「政治資金適正化委員会議事録の公表について」によりまして、委員会の開催日から6年間が経過した日の翌月の1日に公表されることとしておりますので、公表までの間の議事録の取扱いに十分御注意をお願いいたします。

政治資金適正化委員会議事録の取扱いについての御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

では、この件につきましては、了承いただいたということでよろしいですね。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 それでは議事録の取扱いにつきましては、ただいまの事務局の御説明

のとおりよろしくお願ひいたします。

次に平成25年度第5回委員会の議事録についてでございます。

事前に、前回委員会に御出席された各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただくようお願いいたします。

また、平成25年度第6回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしており、上田前委員長、谷口前委員、牧之内前委員にもお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、第1の議題といたしまして、「平成26年度政治資金適正化委員会審議事項(案)について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 右側に資料1とあります、A4の一枚紙でお願いいたします。「平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)」ということで、大きく3点を挙げさせていただきます。

1番でございますが、「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについて～」ということでございます。これまで研修形式を中心に行ってまいりました指導・助言が、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとする政治資金監査報告書の割合が増加してきているというように、一定の効果を挙げてきております。しかしながら、収支報告書や政治資金監査報告書に関して誤り事例が散見されるという状況も明らかになっているところでもあり、なお改善の必要があると考えられます。このため、取りまとめ(第2期)においても記載をしておりますが、これまでの取組に加えまして、総務省や都道府県選挙管理委員会から収支報告書や政治資金監査報告書の誤記等について、委員会に対しまして報告するよう協力を依頼し、その報告に基づいて、当委員会から個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行うということとしてはどうかということで、その具体的方法を検討するということを挙げております。

また2番としましては、1番の質の向上とも関連をいたしますが、政治資金監査の一層の適正の確保のため、再受講研修と実務向上研修からなりますフォローアップ研修を実施

することにしていますので、その内容について議論が必要かと思っております。

3番としましては、登録政治資金監査人から寄せられる質疑につきまして審議をお願いすることが想定されますので、挙げているところでございます。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

では、本議題について、了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 次に、第2の議題としまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 資料2、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況」を御覧ください。1ページが登録政治資金監査人の登録状況ということでして、登録者数は欄の一番下のところにごさしまして、登録者数は平成26年3月31日現在で4,455人というふうになっております。

また、2ページが研修の状況になっておりまして、上の段が登録時の研修の状況ということで、平成25年度合計で、中ほどにあります208人となっております。下の段が、今年度からフォローアップ研修というふうになりますが、昨年までのフォローアップ説明会の状況でごさしまして、25年度合計で1,197人というふうになっております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御意見や御質問がございましたらどうぞ御発言ください。

【田中委員】 登録政治資金監査人は、平成26年3月末で4,455人いますが、実際に監査している人はどのくらいいるのでしょうか。国会議員関係の政治団体は4,000団体弱くらいあると思うので、実際に監査をしている方はそれより少ないと思うのです。質問は、その監査された人の人数と、それから、監査された人の中でも新しくやられた方とか、あるいは監査やめられた方とか、そうした毎年の数字はあるのでしょうか。

【井筒参事官】 登録と研修の状況につきましては、事務局の方で把握をしておりますが、個々の監査報告書を見れば登録政治資金監査人のお名前はわかりますが、そこを逐一把握する仕組みにはなっておらないということでございます。ですから、研修の際のアンケートなどで監査を実際にやったことがありますかと、その割合から、大体何割ぐらいの

方がやられてるとか、そういうのを推定することはできますけれども、現にどういう方がやられていて、例えば去年までやられていたけど今年はやめたとか、そういうところを逐一把握するような仕組みにはなっておらないのが現状でございます。

【田中委員】 質問の理由は、継続的に皆さんやられているのか、結構入替えがあるのか、それはどうなっているのかなと思ったからです。

【日出委員】 税理士会の方の委員会の中で話出ますけれども、一人の税理士というか監査人が大体2から2.5ぐらいの政治団体を監査しているのが実態ではないかと。それで、定期的というか、当選回数が多い先生方、重なっている先生方は、それほど監査人に変更はないだろうと思いますけれども、選挙のたびに、あるいは新人とか、そういうのはいっぱい出てきますので、そういう方々の監査も当然あるので、かなりそのへんは流動化しているのかなというふうに考えられるのではないかと考えています。

【伊藤委員長】 新規に登録をした人はその年何人いたかっていうようなことは、その年度ごとにわかるんですか。

【井筒参事官】 登録の状況は、このデータにもまとめておりますように、把握はしております。田中委員が御質問になられた、実際にやっているかどうかのところまで追跡する、そこまで照らし合わせる仕組みになっておらないというような。

【伊藤委員長】 研修の何年度、何年度というのは、これは新規に来た人というふうに考えるわけですね。

【井筒参事官】 はい。2ページの裏面の上の欄にあるのが、新規の登録の状況でございますので、これは何人の方が登録されたかというのはわかっておりますし、抹消とかやめられたとかで抜けていく方も把握はしております。

【伊藤委員長】 やめるときは、何か届け出するんですか。

【井筒参事官】 届出を出してもらうことになっております。

【伊藤委員長】 この登録を。

【井筒参事官】 はい。抹消を。

【伊藤委員長】 抹消ですか。

【井筒参事官】 はい。いろんな事由がございますが、例えばもとの三士業の方をやめられるような事由の場合には出してもらうことになってます。

【伊藤委員長】 他によろしいでしょうか。では、本日の議題は以上でございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

【井筒参事官】 はい。本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省 8 階の会見室におきまして、委員長からブリーフィングをしていただく予定としております。

本日の資料につきましても、その場で配布をする予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、4月15日の夕方になろうかと思いますが、確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、先日、各委員に対しまして日程調整の御依頼をさせていただいているところでございます。調整の上、後日御連絡をさせていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了します。

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。